七　事業計画

イ～ニ　（略）

ホ　危害行為防止措置の内容

ヘ～チ　（略）

２　（略）

（事業計画変更の届出）

第二百三十三条の三　法第百二十九条の三第二項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　第二百三十二条第一項第七号ホに掲げる事項のうち危害行為防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

四・五　（略）

２　（略）

第九章　危害行為の防止

第一節　危害行為防止基本方針等

（航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全を確保するための業務を行う者）

第二百三十五条の四の二　法第百三十一条の二の二第二項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　空港事務所長

二　空港出張所長

三　空港・航空路監視レーダー事務所長

四　航空交通管制部長

五　国管理空港運営権者（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号。以下「民活空港法」という。）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者をいう。次条において同じ。）

六　空港運営権者（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者をいう。次条において同じ。）

七　地方管理空港運営権者（民活空港法第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者をいう。次条において同じ。）

八　共用空港運営権者（民活空港法附則第五条に規定する共用空港運営権者をいう。次条において同じ。）

九　特定地方管理空港運営者（民活空港法附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者をいう。次条において同じ。）

十　航空保安無線施設の設置者

十一　航空機使用事業者

十二　法第百三十条の二の許可を受けた者

十三　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める者

七　事業計画

イ～ニ　（略）

ホ　航空機強取等防止措置の内容

ヘ～チ　（略）

２　（略）

（事業計画変更の届出）

第二百三十三条の三　法第百二十九条の三第二項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　第二百三十二条第一項第七号ホに掲げる事項のうち航空機強取等防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

四・五　（略）

２　（略）

（新設）

（新設）

（新設）